

施設利用規程

この施設利用規程(以下「本規程」といいます。)は、総合ウェルビーイング施設「CARAPPO」(以下「本施設」といいます。)の利用に関する基本的事項を定めるものです。

第1章 総則

第1条(本施設)

本施設は、『Reset for creative life』をコンセプトに、スポーツを通じて会員の心と体両面の健康を維持・増進させるとともに、時間や仕事に追われる現代人にとって必要なウェルネス体験を提供することを目的として、フィットネス施設利用サービスその他関連サービスを提供する施設です。

第2条(定義)

本規程において、次に定める用語は、それぞれ以下の意味を有するものとします。

- (1) 当社 本施設の事業主である東急不動産株式会社をいいます。
- (2) 個人会員 本規程に定める入会手続きを行い、当社が会員資格を認めた個人をいいます。個人会員は、本規程に従って、本施設の利用資格を有します。
- (3) 法人会員 当社との契約等に基づき、当社が会員資格を認めた法人をいいます。法人会員は、当該契約等に定める条件に基づき、法人会員が指定する個人(以下「法人会員指定者」といいます。)に本施設を利用させることができます。
- (4) 会員 個人会員及び法人会員をいいます。
- (5) ゲスト利用者 個人会員、法人会員指定者以外の個人で、当社が所定の条件に基づき本施設の利用を認める個人をいいます。
- (6) 利用者 個人会員、法人会員指定者及びゲスト利用者で、本施設を利用する方をいいます。

第2章 会員

第3条(会員資格)

会員の入会資格、条件等の詳細は、当社が別途定めるところによります。これらを変更する場合、当社は、当社の定める方法により、事前に告知するものとします。

第4条(個人会員の入会手続き)

1. 個人会員になろうとする方(以下「申込者」といいます。)は、当社所定ウェブサイトにおいて、当社所定の方法による入会申込手続き(以下「入会申込手続き」といいます。)を行うものとします。
2. 当社は、入会申込手続きを受けたときは、申込者の入会を承認するかにつき審査を行い、審査の結果、専ら当社の裁量により、申込者の入会をお断りすることがあります。なお、入会をお断りする場合、当社はその旨を申込者に対しご連絡いたしますが、当社はお断りした理由を申込者に対し開示する義務を負わないものとします。
3. 当社は、入会を承認する場合、申込者に対する個別の連絡はいたしません。当社が入会をお断りすることなく、入会申込手続きが完了した日から20日が経過することにより、その時点で入会手続きが完了し、申込者に対し個人会員の資格が付与されるものとします。
4. 前項にかかわらず、入会申込手続きを完了した申込者は、入会手続きが完了していない間においても、当社が入会をお断りしない限り、本規程に定める個人会員の義務を遵守することを条件に、個人会員に準じる者として本施設及び本システム(第9条に定義します。)の利用を開始することができます。

第5条(欠格事由)

次の各号のいずれかに該当する方は、個人会員になることができないものとします。個人会員は、入会

申込手続きを完了し、又は本施設の利用受付を完了した時点をもって、当社に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証したものとみなします。

- (1) 本施設の目的若しくは主旨に賛同できず、又は本規程その他の当社の定める規則等を守れない方
- (2) 健康状態に異常がある方(特に、心臓病、高血圧症、伝染性皮膚病、伝染病及びこれに類する疾患がある方)又は医師から運動を禁止されている方
- (3) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋その他の反社会的勢力の構成員又は関係者
- (4) 当社が定めた年齢未満の方(当社が特に審査のうえ適切と認めた方を除きます。)
- (5) 過去に本施設又はルネサンス(旧スポーツオアシス)にて除名又はこれに類する処分を受けたことのある方、過去に本施設又はルネサンス(旧スポーツオアシス)の会員として在籍した際に会費、事務手数料、利用料その他の支払を滞納したことのある方、又は過去に本施設若しくはルネサンス(旧スポーツオアシス)の運営主体又は他の利用者等に対する迷惑行為を行う等のトラブルを生じさせたことのある方

第6条(未成年者)

未成年者が個人会員になろうとする場合、あらかじめ保護者の同意を得るものとし、同意を得た旨を当社所定の方法により提出いただきます。また、保護者は、本施設の利用に関し、本人と連帯して一切の責任を負うものとします。

第7条(入会金及び事務手数料)

1. 個人会員は、入会申込手続きにおいて、当社が別途定める金額の入会金を支払うものとします。なお、一度支払われた入会金は理由の如何にかかわらず返金いたしません。
2. 個人会員は、入会時、再入会時、その他の当社が定める場合において、当社が別途定める各種の事務手数料を支払うものとします。

第8条(会費)

個人会員は、入会申込手続きを行った日以降、会員資格を喪失するまでの間、当社が別途定める額の会費を、当社が定める方式により支払うものとします。なお、会費は、利用実績の有無にかかわらず発生します。また、一度支払われた会費は、当社が別途認める場合を除き、理由の如何にかかわらず返金いたしません。

第9条(システムの利用及び会員証等)

1. 個人会員及び法人会員指定者は、当社が提供するシステム(以下「本システム」といいます。)を利用することができます。本システムでは、本条に定める電子会員証の表示、予約が必要なサービスの予約等を行うことができます。
2. 個人会員及び法人会員指定者は、本システムのログインに必要なパスワード等の情報を、漏洩しないよう厳重に管理するものとします。また、本システムのアカウントを、第三者に譲渡又は貸与、その他第三者に使用させてはならないものとします。
3. 当社は、本システムにおいて、個人会員が資格を証するための電子会員証を提供します。個人会員は、本施設を利用するにあたり、自己の端末を用いて、電子会員証を常に当社に提示できるようにしておくものとします。なお、電子会員証は他人に貸与、譲渡等してはなりません。
4. 法人会員指定者は、本施設を利用するにあたり、当社と法人会員との契約等に定められる電子会員証、利用券その他の利用資格を示す証票を、常に当社に提示又は当社に交付できるようにしておくものとします。なお、当該証票は他人に貸与、譲渡等してはなりません。

第10条(更新)

期間の定めのある個人会員が、期間満了月の10日までに、**第15条(退会)**に基づく退会の届出を行わない場合は、当該期間は自動的に同一期間・同一条件にて更新されます。尚、その際、会員は、当社が別途定める更新料を支払うものとします。

第11条(申告事項の変更)

会員は、氏名、住所、連絡先その他入会申込手続きで当社に申告した事項に変更があった場合は、速やかに当社が指定する手順により、当社に申告するものとします。

第12条(通知)

当社の会員に対する連絡は、会員が当社に申告した住所又は連絡先に行えば足りるものとし、かかる連絡は会員に到達したものとみなします。

第13条(会員資格の譲渡等)

会員は、当社が承認した場合を除き、その会員資格を、第三者に譲渡若しくは名義変更又は貸与することはできません。また、会員資格を、担保差入その他の方法により処分することもできません。

第14条(会員資格の喪失等)

会員は、第15条(退会)に従い退会した場合、及び第16条(除名)に従い除名された場合のほか、次の各号のいずれかに該当した場合には、その資格を失うとともに、当社に対し負っている債務の全部について、期限の利益を喪失するものとします。

- (1) 個人会員の場合、死亡したとき
- (2) 法人会員の場合、解散したとき
- (3) 破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算の申立てを行ったとき又は申立てを受けたとき
- (4) 第28条(営業終了)に基づき、本施設の営業が終了したとき

第15条(退会)

個人会員は、毎月10日までに当社所定の方法による退会申込みを行うことにより、当月末日をもって退会できるものとします。なお、毎月11日から当月末日までに退会申込みを行った場合は、翌月末日をもって退会となります。

第16条(除名)

1. 当社は、個人会員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、当該個人会員を除名することができます。

- (1) 入会申込手続きにおいて、申告した事項又は提出した書類の内容等に虚偽があることが判明したとき
- (2) 会費その他の支払義務のある費用等の支払を怠り、当社の督促に対して速やかに応じないとき
- (3) 会員種別に当社が別途定める入会資格がある場合、会員が入会時においてこれを満たしていなかったことが判明したとき、又は入会後にこれを満たさなくなったとき
- (4) 他の利用者との協調を欠き、その他本施設の管理運営の秩序を乱したとき
- (5) 本施設又は当社の名誉若しくは信用を毀損したとき
- (6) 当社、当社従業員、当社委託先、他の利用者その他の関係者に対し、不当又は不合理な要求をなすなどして、著しく困惑させたとき
- (7) 本規程その他の当社の定める規則等に違反したとき
- (8) 本施設の利用にあたり、自らの行動について正常な判断ができない状態であるとき
- (9) その他、本施設の利用者としての品位を損なうと認められる行為があったとき

2. 個人会員は、本条により除名されたときであっても、当社に対し損害賠償請求その他一切の請求又は要求を行わないものとします。

3. 当社は、法人会員指定者が、本条第1項各号に該当する場合、同項に準じて、当該法人会員指定者の本施設の利用を禁止その他制限することができます。この場合、会員及び当該法人会員指定者は、当社に対し損害賠償請求その他一切の請求又は要求を行わないものとします。

第17条(休会)

1. 個人会員は、毎月10日までに当社所定の方法による休会申込みを行うことにより、当月末日をもつ

て休会できるものとします。なお、毎月11日から当月末日までに休会申込みを行った場合は、翌月末日をもって休会となります。

2. 休会期間は1度につき1カ月から12カ月までの、個人会員が希望する期間で設定するものとし、設定した休会期間が経過後は自動的に復帰扱いとなり、月会費の支払が発生します。
3. 休会期間中は、会費の支払いが免除されるものとします。ただし、休会期間中も契約ロッカーの利用オプションを継続する場合は、当社所定の月額料金の支払いを要するものとします。また、休会期間中は、会費の支払いに替えて当社が別途定める額の休会費が発生し、当社が定める方式により支払うものとします。

第3章 本施設の利用

第18条(本施設の利用)

1. 利用者は、その資格の種類に応じ、当社が別途定める範囲において、本施設の営業日及び営業時間に、本施設を利用できます。
2. 利用者は、他の利用者が快適に本施設を利用できるよう、互いに配慮して、本施設を利用するものとします。
3. 本施設のサービス内容(レッスンの種類・開催時間、マシンの種類を含み、これらに限られません。)は、当社の裁量のみによって変更される場合があります。
4. 当社は、本施設の一部を予約制とすることができます。
5. 当社は施設利用の円滑化を図るため、本施設の利用時間・利用回数・利用人数等の条件を指定又は限定する場合があります。
6. 当社は、**第22条(休業日)**のほか、下記の事由がある場合には、本施設の全部又は一部を臨時休業する場合があります。
 - ①施設の点検、修理又は改装を行うとき
 - ②特別の行事等を開催するとき
7. 利用者は、本施設の利用にあたり、自己の身体及び所持品を自らの責任において管理する責任を負うものとします。
8. 次の各号のいずれかに該当する方は、本施設を利用することができないものとします。利用者は、本施設の利用受付を完了した時点をもって、当社に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証したものとみなします。
 - (1) 本施設の目的若しくは主旨に賛同できず、又は本規程その他の当社の定める規則等を守れない方
 - (2) 健康状態に異常がある方(特に、心臓病、高血圧症、伝染性皮肤病、伝染病及びこれに類する疾患がある方)又は医師から運動を禁止されている方
 - (3) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋その他の反社会的勢力の構成員又は関係者
 - (4) 刺青(ファッションタトゥーを含みます。)をされている方
 - (5) 当社が定めた年齢未満の方(当社が特に審査のうえ適切と認めた方を除きます。)
 - (6) 過去に本施設又はスポーツオアシスにて除名又はこれに類する処分を受けたことのある方、過去に本施設又はスポーツオアシスの会員として在籍した際に会費、事務手数料その他の支払を滞納したことのある方、又は過去に本施設若しくはスポーツオアシスの運営主体又は他の利用者等に対する迷惑行為を行う等のトラブルを生じさせたことのある方
9. 前項第4号にかかわらず、当社は、当該刺青を入れられているご事情等を考慮し、専ら当社の裁量により、当該刺青をされている方の利用を認める場合があります。この場合において、当社は、当該刺青を衣服等により隠していただく等の条件を付す場合があります、利用者はこの条件に従うものとします。

第19条(利用料)

本施設のサービスは、会員種別、サービスの内容等に応じて、当社が別途定める利用料の支払が必要となる場合があります。会員は、利用料の支払が必要なサービスを利用する場合は、当社に対し、これ

を支払うものとします。

第20条(禁止事項)

利用者は、本施設の利用にあたり、以下の各号に該当する行為をしてはならないものとします。当社は、利用者が当該行為を行ったと認める場合又は行うおそれがあると認めた場合、当社は利用者に対し、当該行為に対する警告、当該行為の即時の中止の要求、本施設の利用中止、本施設からの退去その他必要な措置を求めることができます。

- (1) 他の利用者や本施設のスタッフを殴打したり、身体を押ししたり、掴んだりする等の暴力行為
- (2) 窃盗、盗撮、痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等の迷惑行為
- (3) 本施設の器具及び備品等の損壊(落書き、指定場所以外での排泄等による汚損行為を含む。)並びに器具及び備品等の持出し
- (4) 刃物、爆発物、違法薬物、薬品等の危険物を本施設内へ持ち込む行為
- (5) 当社の事前の許可を得ないで行う物品販売、営業行為、ビラの配布、金銭の貸借、勧誘行為、署名活動、政治活動、宗教活動及びこれらに準じる行為
- (6) 酒気を帯びて本施設へ入館する行為、又は本施設内での飲酒行為
- (7) 当社の事前の許可を得ないで行う本施設の設備及び備品等又は特定のスペースの独占行為
- (8) 当社、他の利用者、又は本施設のスタッフを誹謗、中傷する言動
- (9) 大声を上げる、奇声を発する、又は他の利用者や本施設のスタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為
- (10) 物を投げる、壊す、叩くなど、他の利用者や本施設のスタッフを畏怖させる行為
- (11) 他の利用者や本施設のスタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかけたり、個人的交友を強要する等の行為
- (12) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で本施設のスタッフを拘束する等、本施設のスタッフの業務を妨げる行為
- (13) 本施設内での喫煙(電子タバコを含む)
- (14) 当社の事前の許可を得ないで行う本施設内の撮影
- (15) 本施設内への動物の持込み及び連込み(盲導犬・介助犬等当社が認めた場合を除く)
- (16) 指定箇所以外での携帯電話の使用
- (17) 法令や公序良俗に反する行為
- (18) 本施設内に掲示等した当社の指示に違反する行為
- (19) その他、本施設の利用にあたりふさわしくないと当社が認める行為

第21条(運営管理)

1. 本施設の運営管理は、当社の責任において行います。
2. 当社は、本施設のサービスを、当社の裁量のみによって、第三者に委託(再委託を含む。)することができるものとします。なお、当社は、本施設の運営全般を、株式会社ルネサンスに委託しています。

第22条(休業日)

本施設の休業日は、当社が別途定める毎月の所定日、年末年始、夏季休業、及び当社が別途定める日とします。

第23条(営業時間)

本施設の営業時間は、当社が別途定める所定時間とします。

第24条(遺失物及び拾得物)

1. 利用者が本施設に忘れ物又は落し物(以下「遺失物」といいます。)をした場合、速やかにその旨を本施設に申し出るものとします。
2. 当社は、本施設内で遺失物を拾得したとき(遺失物を拾得した利用者から引渡しを受けた場合を含みます。)は、以下の各号に従って対応します。

- (1) 利用者より、自己の所有物であるとの申し出があった場合、ご本人様確認の上、引き渡します。
- (2) 遺失物の所有者が、一定期間内に判明しない場合、当社は、警察への引渡し等の当社が必要と考える措置を講ずることができ、利用者はこれに異議を述べないものとします。
3. 本施設内で遺失物を拾得した利用者が、当社に当該拾得物を引き渡した場合、当該拾得物に関する一切の権利を放棄したものとみなします。

第4章 雑則

第25条(不保証)

当社は、本施設に関し、利用者に対して、以下の事由を一切保証するものではありません。

- (1) 本施設の利用が、利用者の特定の目的に適合すること。
- (2) 当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本施設内で、所持品の紛失、盗難、又は損壊等が生じないこと
- (3) 当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本施設内で、怪我その他の事故が生じないこと

第26条(利用者の責任)

1. 本施設の利用に関し、利用者同士の行為によって、所持品の紛失、盗難、若しくは損壊又は怪我その他の事故が生じたときは、各利用者が自己の責任と費用においてこれを解決するものとし、当社はこれに関与する責任を負いません。
2. 利用者は、本施設の利用に関し、当社、他の利用者その他の第三者に損害を与えたときは、その一切の損害を賠償するものとします。また、当該責任を負うべき利用者が、会員が同伴させ、若しくは紹介して本施設を利用した方である場合は、当該会員は、金100万円を上限として、当該利用者と連帯して責任を負うものとします。

第27条(各種料金の変更)

当社は、入会金、会費、事務手数料、利用料等を、物価の変動、その他社会・経済情勢の変動を勘案して改定することができます。当社は、これらの改定を行う場合には、改定月の1ヵ月前までに会員に告知します。

第28条(休業)

当社は、第18条(本施設の利用)第6項に定める場合のほか、次の各号に該当する場合、本施設の全部又は一部を休業することができます。当社は、休業を行うことを決定した場合、緊急の場合を除いて、1ヶ月前までに会員に対して告知します。会員は、当社が休業を決定したことについて、本規程に別途定める場合を除き、損害賠償請求、その他一切の請求、要求、異議申立て等を行うことができません。

- (1) 本施設の営業に関連する法令の制定・改廃があったとき、又は行政指導があったとき
- (2) 国、地方公共団体、裁判所その他の官公庁から、休業・営業時間の短縮等の要請・依頼があり、当社がそれに応じたとき
- (3) 天災・地震その他不可抗力の事態が発生したとき
- (4) 気象、災害、警報、注意報等により、安全に営業を行うことができないと当社が判断したとき
- (5) 著しい社会・経済情勢の変化があったとき
- (6) 法令に基づく点検・改善及び必要な施設改修などがある場合
- (7) 当社が必要と認めたとき、その他やむをえない事由があるとき

第29条(営業終了)

当社は、本施設の営業が不可能又は著しく困難になった場合には、本施設の営業を終了することができます。本施設の営業終了が予定されている場合については、その旨を、3ヶ月前までに会員に対して告知します。会員は、本施設の営業終了に対して、損害賠償請求、その他一切の請求、要求、異議申立て等を行うことができません。

第30条(返金)

当社は、第18条(本施設の利用)第6項若しくは第28条(休業)に基づき本施設を休業する場合、又は第29条(営業終了)に基づき本施設の営業を終了する場合において、(i)本施設の全部が終日利用できず、かつ(ii)当社が近隣の代替施設を利用可能とする措置を講じなかった期間が、1ヶ月(暦上の月をいうものとします。)のうち10日を超えたときは、個人会員に対し、当月分の会費を返金します。

第31条(損害賠償)

当社が、本規程又は本施設に関して、会員その他の利用者に対して賠償責任を負う損害は、その発生原因に関わらず、現実が発生した直接かつ通常の損害(特別損害、逸失利益、弁護士費用等を含みません。)に限られるものとし、また賠償額は金100万円を上限とします。但し、損害賠償責任の発生原因について当社に故意又は重過失がある場合は、この限りではありません。

第32条(個人情報保護)

当社は、個人情報の取扱いに関する個人情報保護ポリシーを策定し、遵守するとともに、利用者の個人情報をより安全かつ適切に取り扱います。個人情報保護ポリシーは当社が管理する本施設のウェブサイトに掲示します。

第33条(その他の方法による定め)

当社は、本規程に定めのない本施設の運営に関する詳細な事項を、当社が管理する本施設のウェブサイト上及び本システム上、並びに本施設に掲示する方法等により定める場合があります。会員及び利用者は、本規程のほか、これらの方法により定められた事項に従うものとします。

第34条(本規程の改正)

当社は次の各号に基づき、本規程の改正を行います。

- (1) 当社は、必要に応じて本規程を改正することができます。会員は本規程の改正が当然にすべての会員にその効力を及ぼすことを、あらかじめ承認するものとします。
- (2) 当社は前号により本規程を改正するときは、改正の1ヶ月前までに会員に告知します。

第35条(告知方法)

本規程における利用者への告知方法は、本施設内への掲示及び当社が管理する本施設のウェブサイトへの掲示とします。

第36条(準拠法)

本規程は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

第37条(管轄裁判所)

本規程に関連して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第38条(発効)

本規程は2024年1月15日より発効します。

2025年11月1日改定施行いたします。